## 「保険契約者代理制度」の導入について

日本生命保険相互会社(社長:清水博、以下「当社」)は、「保険契約者代理制度」(以下「当制度」) を導入します。

当制度の導入により、ご契約者の認知・判断能力が低下してご自身でお手続きができない場合に、 あらかじめご登録いただいたご家族等が、代理人としてお手続き\*をすることが可能となります。

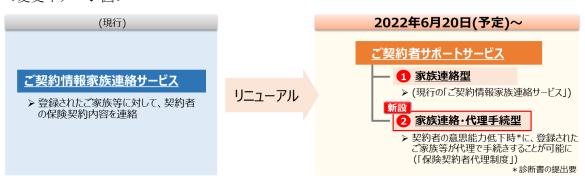
\*住所変更、年金の請求、契約貸付、減額、解約等(契約者・受取人の変更等は除く)

高齢化等を背景に認知症有病者数が増加傾向となっている中、当社はこれまでも、認知症に備える保険「認知症サポートプラス」の提供や、ご高齢のお客様専用の「シニアほっとダイヤル」をコールセンターに設置する等、ご高齢のお客様等に寄り添ったサービスの充実に取り組んでまいりました。今後も引き続き、全てのお客様へのサービス向上・充実に努めてまいります。

## ■当制度の開始時期

- 1. 金融機関窓口販売商品(「保険契約者代理制度」の名称で提供): 2022 年4月1日
- 2. 営業職員・代理店販売商品(「ご契約者サポートサービス\*」の名称で提供): 2022 年 6 月 20 日(予定)
  - \* 営業職員・代理店販売商品では、従来の「ご契約情報家族連絡サービス」と 当制度を合わせて、「ご契約者サポートサービス」の名称で提供します。 既に「ご契約情報家族連絡サービス」を利用されている方は、 「家族連絡・代理手続型」にご登録いただくことで、代理手続きが可能となります。

## <変更イメージ図>



以上